

会 議 記 録

会議名称	平成 27 年度第 2 回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成 27 年 10 月 20 日 (火) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 27 分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 内海、金子（憲）、金子（征）、篠、滝澤、田中、内藤（一）、 中村（實）、八方、松島、松本 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長、 事業担当課長
配付資料	<p><事前配付資料></p> <p>資料 1 産業振興計画の主な取組状況（平成 27 年 9 月末） 資料 2 （案）杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略 資料 3 杉並区人口ビジョン 資料 4 杉並区観光行政の取り組みについて 資料 6 杉並プレミアム商品券の販売結果について 資料 7 小規模企業振興基本法の概要 ※資料 5 は欠番</p> <p><当日配付資料></p> <p>資料 5-2 基本構想に記載する事項及び手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみフェスタ 2015 ・平成 27 年度杉並区農業祭 ・第 3 回すぎなみ産業フェア ・高円寺フェス 2015～秋の大文化祭～ ・ちびまる子ちゃん展 杉並アニメーションミュージアム ・THE 21ST ASAGAYA JAZZ STREETS ・阿佐谷 JAZZ STREET 2015 ・第 8 回異業種交流会 in すぎなみ ・杉並区産業振興ガイド 2015 平成 27 年度版 ・杉並農人 創刊号
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興計画の取組状況について ・杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について ・杉並区の観光行政の取り組みについて ・認定農業者制度の導入について ・杉並プレミアム商品券の販売結果について ・小規模企業振興基本法等について 3 その他

	<ul style="list-style-type: none">・すぎなみフェスタ、すぎなみ産業フェア、農業祭について <ol style="list-style-type: none">4 連絡事項5 閉会
--	---

○会長 時間になりましたので、第2回杉並区産業振興審議会を開催したいと思います。

席上に議題表が配られておりますので、これに沿って進めてまいります。

では、事務局から産業振興計画の取組状況について、説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 では、事務局から説明させていただきます。

資料1をお開きください。なお、説明に合わせて、席上に配布しましたチラシにも触れさせていただきます。また、前回の審議会が5月でしたので、それ以降の主な取組について説明させていただきます。

まず目標1の②産業振興センターにおける連携体制の構築です。

産業振興センターにおける連携体制の構築については、東商杉並支部、杉商連、杉並産業協会と産業振興センターによる関係機関連絡会を7月に開催し、情報の共有と意見交換を行いました。交流の場の拡大を目的とした産業団体等と区の連携による「異業種交流会」ですが、8月27日に50社66名の参加を得て開催しました。あと、お手元に11月24日開催の「異業種交流会inすぎなみ」というチラシを配付させていただきました。ビジネスフェアですが、9月8日から9日に「2015よい仕事おこしフェア」に出展して480人の来場があり、今後は「ビジネスフェア From TAMA」、「異業種産業交流展2015」に出展予定です。

⑤（仮称）すぎなみまつりでの区内事業者との連携です。11月開催予定の「すぎなみフェスタ2015」に関連して、以下の取組を行う予定です。まず、すぎなみフェスタですが、これもお手元にチラシがございますが、11月7、8日、桃井原っぱ公園で行われます。これにあわせて、連携事業として、チラシを配付しましたが、「すぎなみ産業フェア」を杉並会館を会場にして、区内事業者が製品の展示や技術の体験を行う予定です。あわせて、裏面にありますが、アニメミュージアムでも関連するイベントを行う予定です。また、農業祭もお手元にチラシを配付しましたが、すぎなみフェスタの中で、農業祭という形であわせて開催いたします。

⑦創業支援ですが、「生活支援サービスビジネス創業セミナー」を11月中に3回開催予定です。それ以下につきましては「女性創業セミナー」等を今後開催の予定です。

⑨産業融資制度の充実ですが、既にご案内のとおり、27年度から記載の5つの点を骨子として、制度改正を行いました。9月末で半年が経ち、利用は大幅増ということで、9月末までの半期の融資額は約23億5,000万円余となっています。昨年度1年間の融資額が21億円でしたので、既に、この半年で昨年の融資額を上回っている状況です。融資の金額も大き

くなったという点もありますが、今回の改正でより多くの方へ融資を実行しているということ。さらにあわせて、産業団体への加入でインセンティブをつけていますが、産業団体に加入すれば利率が低くなるということで、窓口で確認できるだけでも10件近く産業団体に加入したのを見聞しております。

⑮福利厚生事業（中小企業勤労者福祉事業）の運営ですが、この事業については、引き続き事業運営方法の検討を行っている最中です。

目標2の①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進ですが、27年度は、12商店街で395本の装飾灯をLED化する予定です。

④地域特性を踏まえた商店街支援の促進ですが、記載の5事業を今回採択しております。

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業は「チャレンジ商店街サポート事業」です。こちら、記載の5事業を採択して実施しております。

⑨若手商業者への支援については、記載の3事業を採択して実施予定です。

⑩商店街加入促進による機能促進の強化について、今回は装飾灯の見直しを行いました。後で報告予定ですが、プレミアム商品券を杉並区商店連合会が実施したわけですが、この実施にあわせて、杉並区商店会連合会へ3商店街が新たに加入をいたしました。

目標3の①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携です。10月10日に杉並区・世田谷区・JA東京中央で、世田谷区の烏山で「アグリフェスタ2015」を開催し、多くの来場者がありました。

目標4の①相談者に寄り添った伴走型の支援ということで、27年8月までの実績ですが、就労支援センターにおける就職人数、若者就労支援コーナーの新規登録者数、就労準備相談・心としごとの相談利用延べ件数、就労準備相談利用者の就職人数を5カ月分の数字で換算した目標と実績です。目標を実績が上回っている事業もありますが、残念ながら目標を下回っている事業もあります。

⑤社会参加・中間的就労の場の確保ですが、同じく8月までの実績です。利用登録者数も目標38人、実績49人となっております。

目標5ですが、後ほど説明させていただく杉並の総合戦略の中の事業に、多くのものが入っております。今後、②多様なメディアを活用した効果的な発信とか、③多言語化への取組の支援を実施していく予定です。

○会長 ただいまの説明に対して、質問等ありますか。

○委員 1ページ、④の異業種交流会開催で、チラシを見ると募集が50社ということで、8

月 27 日に 50 社参加されていますが、先着順と書いてありますが、申し込みはそれ以上あるのでしょうか。

○事業担当課長 期限内にこれだけの申し込みがありました。期限が過ぎてからの申し込みもありましたが、その方は入っておりませんので、大体これぐらいの数となります。11 月 14 日のものでは、大体 60 社ぐらいの応募があります。

○会長 よろしいですか。ほかに何かありますか。

(なし)

○会長 では、次の議題に移りたいと思います。

杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてですが、その次の資料 4 の杉並区の観光行政の取り組みについてとあわせてやっていきたいと思います。説明も両方あわせてお願いいたします。

○産業振興センター次長 では、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、観光行政の取り組みとあわせて説明させていただきます。

まず、総合戦略ですが、第 1 章「総合戦略の策定にあたって」です。国は、平成 26 年人口減少に歯止めをかけるとともに、各地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが課題であるとして、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。この創生法では、地方自治体についても、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することを求めています。

地方創生については、地方の問題として捉える風潮がありますが、人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持していくためには、現在、人口が減少していない自治体も日本全体の課題として認識し、この困難な課題に取り組んでいくという視点が欠かせないという認識のもとに、杉並区は地方創生を自らの問題として正面から受けとめ、今般「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

1 ページお開きください。こちらの戦略の位置付けですが、資料 3 にある人口ビジョンと区の実情を踏まえ、人口減少への対応、地方創生の推進に向けた今後の方向性と目標ごとの具体的な取り組みを明らかにした課題別の計画です。計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。表にあるとおり、P D C A 体制ということで、計画から評価、実施まで、四つのサイクルで評価していくということです。

「基本目標と基本的方向」をご覧ください。今回の国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、この四角に囲まれた「4 つの基本目標」を想定しています。区市町村では、地域

の実情に応じて、一定のまとまりの産業分野ごとに戦略の基本目標を設定することとされておりまして、区では、先ほど言いました人口ビジョン及び区の実情を踏まえ、下に記載した基本目標1から3のとおり、三つの基本目標を設定しました。

基本目標1、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、基本目標2、「地方との連携により、豊かな暮らしをつくる」、基本目標3、「来街者を増やし、まちのにぎわいを創出する」、この三つの目標です。

基本目標1、2は主に人口減少に歯止めをかけるために、結婚・出産・子育ての希望をかなえるという点と、あと地方との連携という視点もとっており、基本目標3は、観光という視点で街のにぎわいを創出するということですので、今回は、基本目標3についてご説明させていただきます。

8ページをお開きください。「来街者を増やし、まちのにぎわいを創出する」ということですが、現状については、記載のとおり「あるあるプロジェクト」を民間事業者と協働で実施、SNSのアクセス数やイベント参加者数が増えていること、また、杉並には有名な観光スポットはありませんが、高円寺阿波おどりとか七夕まつり、または様々なイベントや特色のある施設があり、多くの人が現在でも訪れています。外国人旅行者が東京都にもたくさん増加していますが、訪問先は山手線の圏内で、なかなか圏外には来ていないということです。ただ、杉並でも訪日外国人旅行者第1位の台湾と少年野球や阿波おどりを通じて交流を深めているということもあります。

戦略最終年度目標達成指標、KGIと呼んでいます。これについては二つ設定しました。一つは、区内全駅1日平均乗降客数。現状70万6,238人を74万5,000人にする。もう一つは、外国人を含む来街者の増加を実感している店舗の割合で、こちらは商店街へのアンケート調査を想定しています。現在はまだ実施していませんが、28年度以降、毎年商店街に対して、外国人を含む来街者の増加を実感しているかというアンケート調査をしまして、31年度には、8割以上の方が増加を感じているというのを目標としました。この目標数値ですが、まちのにぎわいを創出するという指標としましては、本来は、例えば区内への観光客数とかまたは来場者数のようなものを設定すべきと考え、そのような数字がとれないかと、事務局としても色々なデータ等を確認しましたが、これらの数字を正確に把握することが難しく、指標にはできないと判断し、定量的評価である駅の乗降客数と定性的評価である商店街の意識の二つの指標により、にぎわいの変化を検証しようと設定しました。

取組の基本的方向ですが、区内の観光資源の魅力を高めるとともに、その魅力を効果的

に伝える情報発信力を強化し、訪日外国人旅行者を含めた来街者の増加を図るということにしております。

次に、具体的な事業ですが、19ページをお開きください。基本目標3としては、記載の事業を今回の総合戦略の事業として位置付けております。

一つ目は、地域に根差した観光資源の魅力向上です。個別の中身についてはご覧のとおりで、荻外荘の復元・整備を中心とした観光エリアの整備ということで、項目の下に具体的な内容が書いてあり、実施スケジュールとなっています。これが現状と比べて31年度にはどのような目標としているかということで、K P I が設定してあります。

次に、地域に根差した観光事業の魅力向上の1点目として、杉並芸術会館を拠点としたにぎわいの創出、アニメーションミュージアムの充実、そして、地域イベント開催の支援。

2番目、情報発信力の強化として、情報発信の体制強化、中央線あるあるプロジェクトの推進、すぎなみ学倶楽部の運営、フィルムコミッションの実施、駅周辺トランスボックスラッピングの実施、といった事業を挙げています。

最後の3番目、外国人来街者の誘致、台湾との交流による来街者の増加として、交流自治体連携による台湾からの修学旅行等の誘致促進、台湾との文化・芸術交流の実施。

観光振興の基盤整備として、宿泊施設の拡充をはじめとする訪日外国人の観光基盤の整備です。最後の項目については、国家戦略特区の外国人滞在施設経営事業を区として支援して、外国人の観光基盤整備を図っていくというものです。

以上、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の説明でした。

いま説明した総合戦略は、今月の10月30日まで、パブリックコメントを実施しております。この総合戦略に対してご意見がある方は、郵便、ファクス、Eメールで、期限までに政策経営部企画課あてにご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

続いて、資料4をお開きください。「杉並区観光行政の取り組みについて」です。これまでも基本的な取り組み等で、中央線あるあるプロジェクト、多言語化の取り組み等、いろいろご説明はしてはしていましたが、今回はあらためて観光行政の取り組みということで、ご報告したいと思います。

杉並区は「にぎわいを創出し、商機に繋げる」という基本的な考え方のもと、住宅都市との調和を踏まえた、杉並らしさを活かした観光事業を推進してきました。今後も、これまでの取り組みを踏襲しつつ、東京オリンピック・パラリンピックの開催や、その後も増加が見込まれる訪日外国人への対応を含めた、より発展した事業展開を目指し、地域にに

ぎわいと活力を生み出す住環境と調和した杉並らしい産業の振興を進めていく予定です。

まず、これまでの観光事業の推進状況と課題ですが、資料の「杉並区を取り巻く「観光」の現状」をご覧ください。このところ、特に外国人旅行者を中心として、非常に多くの方が日本に、東京に来ているという状況があります。東京都を訪れる観光客ですが、26年の実態調査によると外国人旅行者が約887万人となっております。ただ、都内での訪問先については、山手線の内側が主な訪問先となっております。東京都の観光のテーマとしましても、能とか日本庭園とか美術館等になっておりますので、山手線の内側で満足しているということです。杉並は、スカイツリーや銀座のような、超一流と呼ばれる観光資源は、認識されていないということです。

ただ、「観光に関するこれまでの主な取組」の一つとして、「中央線あるあるプロジェクト」があります。これまでも、杉並区の観光資源として、超一流というものはないですが、様々な個性的なものはありました。古着とか骨董とか、昭和のような居酒屋とか、荻窪のラーメンに代表されるような個々のコンテンツは色々ありましたが、これを一つのまとまりとして見せていこうというものが「あるあるプロジェクト」です。これを観光資源として見せていこうというものです。

これが、都心にはない杉並らしさ、山手線の内側と異なる視点で、ありきたりな東京観光からもう一步踏み込みたい観光客へ、こういう観光資源が杉並にもあるあるということで、「あるあるプロジェクト」として、発足した次第です。

では、どんなものがあるかということですが、中央線文化と称されるよう、高円寺から西荻窪の4駅には、突出したサブカルチャーの集積、または質の高い個性的な店舗の集積があります。

大衆食文化の集積、阿波おどり、七夕まつり、荻窪音楽祭、ジャズストリート、大道芸、トロールの森等、個性的で豊かな数々の街のイベント、このような個性的な魅力のある観光資源があるということです。

今までこういうものを特に区外ということでなく、区内に向け、情報発信をしていましたが、これを区外に向けた情報発信ということで、来街者誘引によるにぎわいの創出に取り組んでいます。今までは杉並区内を中心にしてPRしていたものを、「あるあるプロジェクト」という形で、新聞やWEB等を使い、区外からの誘引に力点を置き、にぎわいの創出を図ろうというものです。

あるあるプロジェクト以外にも、すぎなみ学倶楽部というのを説明したこともあると思

いますが、これは平成16年に杉並学会として準備したものを、平成18年からすぎなみ学倶楽部として開設しました。この学倶楽部については、大きな特徴が区民参加型サイトということで、区民ライターが区民の視点で杉並の潜在的な魅力を発見して、企画・取材・編集をした記事が掲載されているということです。おかげさまで、すぎなみ学倶楽部には年間60万件のアクセスがあります。

次にアニメ施策です。平成13年から杉並区もアニメ事業者の集積地ということで、アニメ施策を開始しています。平成15年にアニメ資料館を開設し、平成17年3月にはアニメーションミュージアムを開設して、アニメ施策を推進しています。

そのミュージアムの現状ですが、開館から22年度まではアニメーションフェスティバルを同時にやっていたので、4万から5万人ぐらいの観客がありました。アニメーションフェスティバルを中止した後、東日本大震災があり、少し入場者数は落ち込みましたが、昨年は4万1,000人を超える来場者がありました。特に、平成26年度には3,845人の外国人の方がいらっしゃいました。入場者の約1割は、外国人の方が来場しているということです。この中で特に多いのは、やはり中国の方が団体で来ているということです。これだけ外国人が来場する施設は、区内で多分ここぐらいではないかと思っています。しかも、様々な国から来ているというのが統計で判明しています。

その他の各所管で行ってきた観光的事業ですが、観光ということを意識せずに、各所管でも杉並の魅力に取り組む事業、杉並ラーメンマップやすぎなみ知る区ロード、すぎなみ地域大学、あと各部署におけるまち歩きマップ等の事業をこれまでも実施してきました。

今までこのような各事業を実施してきましたが、観光事業の課題です。

まず、観光事業とシティプロモーションの区分とその役割です。

産業振興センター事務局としては、あくまでも観光はシティプロモーションの一部と理解しております。シティプロモーションというのは、杉並区を魅力的なブランドに育て、転入者や観光客を増やすこと。住民に誇りや地域愛を根づかせることだと認識しております。例えば、杉並は保育園の待機児童が少ないとか、また緑が多いとか、または特養に入りやすいとか、こういう杉並区自体の魅力をより引き上げること、これがシティプロモーションだと認識しております。一方で、観光は、魅力的な情報を発信して、区外の方を中心とした来街者を誘引して、にぎわい・商機につなげること。魅力を発信するということは同じですが、あくまでもシティプロモーションの一つとして、観光情報の発信があると思っています。

ここでの違いとしては、シティプロモーションは主に行政が主で官が主体的に行う、要は、自治体としての魅力を向上させる。受益者としての区は様々な施策を考案、展開していくことです。

一方、観光情報はにぎわいと商機に繋げるということですので、民間商用情報が主で、民間が主体的に行うべき発信という認識です。受益者としては、やはり商機ということですので、来街者がたくさん来ればそれだけお金が落ちるということですので、民間。民ベースでの魅力創出、雇用拡大が観光事業を進めるに当たっては、肝心と考えております。

観光事業の課題ですが、インバウンド対策の強化ということで、日本は人口減少で、今後大幅に人口が増えることはありませんが、特に観光という面では、外国人の方が非常に多く日本に来ているということです。

この棒グラフですが、2030年度には、目標として約3,000万人の外国人の方の訪日、そのうち東京都は約1,800万人の来場を予想しています。

では訪日外国人が増えるとどういふ影響が出るかということですが、やはり観光消費額が著しく伸びています。平成25年度と比べて、平成26年度ですと約7,800億円で、対前年比35%増です。具体的な例として百貨店の例を挙げております。訪都外国人の売上高が約3.7倍ということで、外国人に向けたにぎわいと商機という形で売り上げが増加しているということです。具体的な例として、家電や日用品売り上げを記載しています。

やはり観光事業の大きな課題としましては、にぎわい・商機の拡大と顧客主義、街の色の捉え方ということで、にぎわいが拡大すれば、商機も拡大すると理解しています。そのために、顧客ニーズ、情報の伝達方法、地元の求め、受入れキャパ、振興対策につながるかということで、ターゲットとしては、やはり区民というよりも区外在住、特に拡大が予測される外国人、これまで区はほとんど外国人に対しての対策はとってこなかったわけですが、これからは、外国人を含めて対策をとっていきたいと考えております。

最後に、産業振興の基本目標では、地域社会と共生する活力ある産業の振興、住環境と調和した杉並らしい産業の振興を掲げていますが、観光事業展開に関する基本的な視点は、顧客主義に立った観光資源としての街の開発です。顧客主義というのは、どのような来街者が求めているか、観光客にとって魅力あるものを開発していくということです。

2番目としては、街側が考えるにぎわいターゲットとキャパシティということで、にぎわいの源となる区民、区外在住日本人、または外国人の別のターゲットをどこに置くのか、観光客を受け入れるキャパシティと住環境の調和をどのようなもので持っていくのか。

3番目は、個別の観光資源の開発と組み合わせによる商品化です。外国人のリピーターが増えてくると、ただ単に団体旅行で名所旧跡を回るよりも、より日本を知る、日本文化を知る、日本食を知る、このようなものに大変興味があります。区内にはイベントもたくさんありますし、魅力的なものもありますので、こういうものをどのような組み合わせで商品化していくかということ、今後考えていく必要があるだろうということです。

最初のページに戻っていただいて、今後の進め方です。

現在、杉並区には、観光事業に関する総合的、体系的な行動計画等がありません。産業振興計画はありますが、観光に特化したものではありませんので、今後、産業振興、観光事業の課題も踏まえて、27年度中に事務局で考え方をまとめていきたいと思っています。その折に、産業振興審議会にも報告し、皆さんからのご意見をいただければと思っております。28年度以降、どんな形で皆様のご意見を聴取するかはまだ検討している最中ですが、(仮称)杉並区観光戦略、杉並区の観光事業を進めるに当たっての戦略等を策定していきたいと考えております。

主なスケジュールですが、事務局で観光に対する考えをまとめるに当たり、産業経済団体から行動指針と書いてありますが、こちら皆様から意見を聞いて観光に対する考え方をまとめていきたいと思っております。ただ、ここでは各団体の意見をまとめてというよりも、各委員さんのご意見やお考えを個人レベルで伺えればと思っております。そのうえで、28年度以降に観光戦略等を策定していく予定です。

簡単ですが、以上です。

○会長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ありますか。

○委員 まず、資料2の20ページの情報発信力の強化ですが、色々なフリーペーパー等やって、情報発信力の強化をするということですが、結構色々な情報誌が出ていますし、フリーペーパーもあります。ただ、それを目に触れる機会がすごく少ないと思うのです。ですから、例えばJRの各駅に情報発信としてのフリーペーパーを置く場所をつくるような支援をいただくとか、観光案内所みたいなものの設置を促進していただきたい。そうしないと、せっかく色々ないいものがあったとしても、目に触れる機会が少ないので、ぜひ体制強化の中に、どうやって区民あるいは区外の人たちに触れる機会をつくるかというのを考えていただきたいと思います。

もう一つ、例えばアニメミュージアムなどでもサイン表示がありません。外国人がよく来れると感じています。例えば、これから荻外荘をやるのであれば、どこに荻外荘があっ

でどう行くのかとか、あるいはアニメミュージアムなら、どのバスに乗って、どう行くのかというサインが全然無いので、サインの見直し、強化を、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、すごくいいキーワードがあって、観光というよりやはりにぎわいという部分ですね。あまり観光、観光と言うよりも、にぎわいを創出するためにどうするかという視点がメインに来ないと。例えば、地域によっては、地域のイベントでおさめたいという商店街や地域の方たちもいて、あまりほかの人たちが来てくれなくていいという考えの方たちもいます。あるいは外国の人たちには来てもらいたくないという住民の方たちもいるかもしれない。だから、観光というのではなくて、みんなで杉並区ににぎわいを創出するためにやるという切り口のほうが受け入れやすいのではないかと思います。

ですから、資料4の11番で、シティプロモーションと観光事業情報の発信というところ、こちらは民間でやってこちらは区でやると分けていますが、あまり分けて考えないで、全体でやっていくみたいな形がいいのではないかと思います。つまり、今は、産業振興センターの方たちが中心になっていると思いますが、これも区の中で色々な部署の方たちにもう少し関わっていただいて、にぎわいを創出するにはどうするかということ、視点として入れていただくとありがたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。

区の事務局からお答えはありますか。

○産業振興センター次長 まず情報発信の強化について、観光資源、PRということですが、例えば、観光がらみのフリーペーパー等でしたら、今でもあるあるプロジェクト限定ですが、四つの駅にラックがありますので、事務局に言っていただければ、観光という視点があれば置くことができますので、活用いただければと思います。

もう一つ、民間事業者が発行する情報誌、フリーペーパーの記事掲載ということに関しては、もちろん国内というのがありますが、今考えているのは、海外を想定しています。例えば飛行機に乗ると、フリーペーパーが座席の前のテーブルのところに置いてあります。要は日本に来る飛行機に、日本の旅行案内みたいのを既に出している場所が結構あるんです。例えば、スカイツリーとかそういうところですね。日本に行くところの商品が買えます、と。飛行機のフリーペーパーとか、現地での日本案内のフリーペーパー、先ほど外国人の観光ということで少しお話ししましたが、そんなところも含めて観光情報を発信していきたいと考えております。

2点目のアニメーションミュージアムのサインですが、委員のご指摘のとおり、サイン

については、特に、駅から遠いということがあり、なかなか難しいのですが、今年、その第一歩として、アニメーションミュージアムの近くの電柱で、「アニメーションミュージアムはここだ」みたいな形で、近くまで行けばわかるような形で掲示する予定です。アニメーションミュージアムの充実をうたっているわけですので、やはりどうやって行ったらいいんだというのは大事なご指摘だと思いますので、区としても色々な所管と調整して、よりわかりやすい表示を検討したいと思っております。

三つ目のにぎわいと商機、まさしく産業振興センターでは、観光はにぎわいと商機の創出と考えております。先ほども申しましたとおり、二つに分けてはいますが、今のところ、区全体のシティプロモーションが実はできていない状況で、観光の部分だけ情報発信しているという状況もあります。今後は産業振興センターだけでなく、シティプロモーションも含めて、区全体で杉並の魅力を発信していくことが重要だと思っています。特に、産業振興センターでは、観光情報を中心としたにぎわいを図るためにどのようなPRができるかを、ほかの部署と連携して、今後取り組んでいきたいと考えております。

○産業振興センター所長 少し補足させていただきます。まず、情報発信の強化ですが、これらについては、置く場所は相手があることなので、今後、JRについても拡充の方向で、色々な形で接触していきたいと思っています。

それと、アニメーションミュージアム等の案内ですが、やはり区だけが発信するのではなくて、アニメのミュージアムに行くときに、バスを利用される方、外国の方もいらっしゃるの、何らかの形でそういうご案内をバス会社の交通機関とかと連携しながら、まち全体の中でおもてなしができるような形での雰囲気づくりというか、環境もつくっていく必要があると思っておりますが、それは課題だと受けとめております。

あとシティプロモーションとの関係ですが、何も区が観光情報に関わらないということではありませんで、区が全面的に関わると、個店の名前を出したり一部の事業者だけを出しにくいところがあります。今、民間ベース「あるある」をやっていますが、そういう形のほうが色々なお店を紹介することができますので、観光については、主体的には民間ベースでやっていきたいというのが現在の考えということです。

○委員 関連でよろしいでしょうか。

確かにJRなどは相手のある話ですし、「あるある」のラックもありますが、すごく小さいですよ。あそこに置こうとすると、色々なフリーペーパーは絶対置けないですね。だから、もし何か関わりがあって、JRさんと打ち合わせするとか、商店街の空きのとこ

ろに何かできるようなことがあれば、すぐ動いていただくとありがたいと思います。

○産業振興センター所長 そうですね。わかりました。

○会長 はい。では、委員、どうぞ。

○委員 私も観光というよりは、やはりにぎわい、もう少し進めて交流ですね。杉並区民と外国人が、もう少し人々に来てもらって、うまく交流できていけばいいと思っていました、それでサインのことですが、商店の方たちのことを考えて、外国人の方がいらしたときに、戸惑う人もいます。例えば、飲食店のメニューの英語化とか中国語化とか、そういうところから、もう少しスムーズに交流ができていくかと思いますが。それはもちろん、所長がおっしゃったように、民間の努力になるだろうと思いますが、そういうのをサポートする窓口をつくっていただけたらいいと考えています。

○産業振興センター次長 まず英語メニューですけれども、昨年から、あるあるプロジェクトではメニューの英語化に取り組んでいまして、26年度には、高円寺で飲食店を中心として200店の英語メニュー化に取り組みました。ただ英語のメニューだけではなくて、指差し確認ができるようなものも含めて、外国人の受け入れ態勢を、商店街や個店の人たちと協力してつくりました。これを27年度は阿佐谷で取り組んでいて、翌年度以降は荻窪という形で、徐々に西のほうに広げていこうと思っています。

委員ご指摘のとおり、交流というのが杉並の観光のポイントではないかと思っています。団体旅行で来てぞろぞろ見るといものは区内にはありませんので、杉並としましては、杉並で区民の人と交流してもらおう。様々な交流があると思います。例えば、何か日本の伝統を経験してもらおうとか、お茶とか、日本の銭湯に入ってもらおうとか、または日本食をつくってもらおうとか、そのような様々な交流が必要だと思っています。

このような窓口ということですが、今後、区としても、こういうことをやるような実施団体と連携しながら、今のところ実施団体もありませんので、どんなことができるのか、旅行会社も含めて、杉並らしい観光の体験、交流ができるようなツアー等が可能かどうか、検討していきたいと考えております。

○会長 よろしいですか。じゃあ、委員。

○委員 情報発信といいますか、特に外国人のための情報発信、外国人が見る情報元は、日本人のように紙媒体ではなくて、大体SNSとか、いわゆるネットで検索して見るのが多いと思います。そういう意味では、アジア人、ヨーロッパ人、アメリカ人とか、そういった何か国かの若い人の、アンバサダーみたいな人たちに任せていく。彼らから見た杉並

区のおもしろいところを発見してくれというようなことを依頼して、彼らにおもしろい場所の発信をしてもらおう。そういう情報発信をすることで、外国人から見た発見する場所があることになりますね。それを今度は線で結ぶような戦略というか、例えば、アニメミュージアムは駅から遠く離れてしかも点ですよ。駐車場もない、観光バスもとまれないという場所であるし、せっかく外人が何組かのグループでミュージアムを目指して来ても、その途中の経路で何もアニメに関連するものがない。せっかくアニメに興味を持って来る人は、来ても、点でミュージアムに来るだけで、また帰ってしまう。そういう、点と線の戦略というのがあったほうが良いという気がします。あと、外国人から見た杉並のいいところを再発見させるというか、それを情報発信のネタとして広げていくというような新しいやり方を考えていくべきだと思います。

○産業振興センター次長 まさしく外国人から見た視点というのは、非常に大事だと思っています。あるあるプロジェクトでは通常のフェイスブックのほかに英語版のフェイスブックがあります。この英語版のフェイスブックは、日本語を翻訳したフェイスブックではありません、外国人の方が外国人の視点でつくっているというものです。翻訳はあくまで日本人の視点から見たものを英語に翻訳するというものですので、今後は外国人の視点で見た、外国人がおもしろいと思ったものを情報発信をしていこうと思っています。去年たしかお話ししたと思いますが、「タイムアウト」という、外国人向けの「高円寺ですべき50の方法」ということで、高円寺と阿佐谷と荻窪と西荻窪の行ってみたいお店マップをつくったんですが、それもやはり外国人の方が取材してつくったということです。まさしく委員おっしゃるような形で、これから外国人の視点で発信してもらい、特にフェイスブックなんかで多くの外国人の方に「いいね！」ボタンを押してもらって、より多くの情報が拡散するような形でできればと思っています。

それと、やはり面となるような形で、行く行程の商店街とか色々な機関と連携して、多くの情報をアニメーションミュージアムに来るまでに楽しめるようなものを今後の課題だと認識しております。

○会長 はい。ありがとうございました。

○委員 資料の中に中野観光大使という名称の方がいらっしゃったと思いますが、どこが認定してどうやっているのかよくわかりませんが、特に外国人ブロガーなんかで、すごく評判になってPRになるような方、何か杉並にぎわい大使みたいな、ちょっと発信力があって杉並に関係する人を大使として認定して、あるいは外国の方で杉並にすごく興味を持

たれている方たちを大使に任命して、何かPRを仕掛けてみるのもいいと思います。

○産業振興センター次長 はい。ありがとうございます。

中野観光大使は、中野区観光協会が区民の方から選んで、色々なイベントとかに行つて、司会をしたり、コメントを言うような状況です。

一つのアイデアとして、委員のおっしゃった観光大使、要は杉並の観光情報をアピールするような人を立てるということです。民間の方、または情報発信がうまい方がPRするのは大事な視点だと思っていますので、観光大使という形になるかわかりませんが、よりPRがうまくできるような形で、今後、何か考えていきたいと思っています。

今年度、地方創生、国の補助金が活用できる事業がありまして、情報発信についてどんな方法があるかを、民間事業者のプロポという形で募集する予定です。その中で、今みたいな視点も含めて何かいい提案があれば、そういうものも活用しながら、より杉並の観光情報を発信し、にぎわいがより広くできるように努めていきたいと思っています。

○会長 はい。ありがとうございます。

○委員 資料の最後にある、観光振興基盤整備ですが、区が手を挙げて国家戦略特区に指定された中であつたものの一つだと思います。外国人の観光客の宿泊施設を整備していくために、区が民間事業者と連携してやっていくということですが、国家戦略特区にはあと二つあつて、道路上でのオープンカフェなどを営業可能にするシャンゼリゼプロジェクトや、旅行業者がアニメなどの得意とするテーマを生かした旅行の企画を募集するということもありました。これ、含まれていないのは、それ以外のテーマは今回まだ見送つたというか、決めていないわけでしょうか。

外国人向けの民泊は、先般、大田区が条例をつくつて、外国人の来街者が非常に多くなつて宿泊施設が不足しているということで、本当に旅館やホテルが足りないという現状になっていますが、これはとにかくスピード感を持ってやっていくべき事業じゃないかなと思うので、現在の区の状況を伺いたいと思います。

○産業振興センター次長 はじめに国家戦略特区についてですが、8月28日に東京都全域が国家戦略特区に指定されました。当初、区が国家戦略特区に提案した事業としては、外国人の滞在施設と、道路法の規制緩和、道路上でカフェとか芸ができるようなもの、もう一つは、旅行業法の適用除外ということで、旅行業者以外でも区内限定で旅行業ができるような、この三つの取り組みを提案しました。

道路法の適用除外については、道路上でカフェを設置したり、パフォーマンスができる

場所にしたりということ、ある程度の広さが必要になりますので、そのエリアをどこにするか。国家戦略特区はエリアを指定した上での指定になりますので、そのエリアをどこにするかということを検討中です。

2点目の旅行業法の適用除外については国土交通省が所管なのですが、いまは事業者の登録、供託金とか、旅行業の取扱主任者を置かなければなりません。国土交通省と内閣府を通してこの規制緩和について調整していますが、国土交通省が消費者保護の観点で、規制緩和には至っていない状況です。現在、杉並区の提案について調整しておりますが、旅行業法についてはまだ法改正がされていないという状態です。

区としては、ここに記載している外国人滞在施設経営事業を実施していこうと思っております。大田区は、昨年、国家戦略特区に指定された地域ですので、取り組みが早かったということです。杉並区も8月に指定されましたので、今後、旅館業法を所管する生活衛生課と連携していく予定です。まずは条例設置が必要になりますが、区内のどこでもできるとなると、良好な住宅地に多くの外国人が泊まるのも問題があります。また、この事業を行うに当たって、国から、近隣住民の環境衛生、安全・安心に十分配慮しなさいという通知が来ましたので、それらも踏まえて、どのような場所で、あと日数も7日から10日の間でどのような日数が必要なのか決めなければなりません。どのような形で実施できるのかを総合的に勘案したうえで、なるべく早く実施したいと思っておりますが、円滑にできるような方法を考えた上で、実際に事業を行う民間の方の支援ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

○会長 ほかに何か質問ありますか。

(なし)

○会長 よろしければ、この議題について、事務局から総括的なコメントを最後にいただければと思います。

○産業振興センター所長 観光に関して、3番と4番で議題として上げさせていただきましたが、今後の、観光に関する杉並区の考え方がまとまっていない中で、それぞれの所管も観光的な事業を行ってきたという事情があります。杉並区は住宅地ですので、それを踏まえた上で、どのような観光が必要なのか、そのあり方について、ことしから来年度にかけて戦略的なものを鋭意やっていきたいと思っております。区だけではできませんので、民間の経済団体さんのお考えも伺いながら、杉並区としての観光のあり方、どんな形でやっていくのか検討してまいりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次の議題、認定農業者制度の導入について、事務局からご説明願います。

○事業担当課長 では、資料5-2をご覧ください。

「認定農業者制度の導入について」ということで、簡単に申し上げますと、認定農業者制度という制度を区で導入をしようということ、進めているということです。この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づくもので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を区がつくり、その中に掲げる目標を目指して、意欲的に頑張る農家を区が認定して支援していこうというものです。資料5-2には、その基本構想に記載する事項ですとか手続について書かれております。

今後、基本構想をつくるに当たり、農家、それから農業協同組合、そして農業委員会の意見を聞いてまいります。

この農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想ですが、「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」について、まず掲げています。これは、具体的に杉並区に当てはめると、労働時間と農業所得目標を定めていくとさせていただければと思います。

例えば「杉並農業をリードする経営体モデルでは300万円と設定します」と年間の農業所得の目標を定めていきます。これは東京都の計画で、300万円以上とするようにと言われております。

また、「農業の主たる従事者1人あたりの年間総労働時間は1,800時間程度と設定をします」という目標を考えています。これは1日8時間労働だとすると225日となります。

また、将来的な経営タイプのモデルも示していく必要があります。

そのモデルを目指して農業経営を意欲的に進めていく農家が、ご自分で農業経営の改善計画をつくり、区に提出をします。そして、区がそれを認定することで、認定農業者になるということ、来年度に制度の導入ができればと、進めているところです。

認定農業者になると何があるのかというと、意欲的に頑張っていて、区の農業の牽引役となっただく農家ですので、例えば営農支援の補助金制度の上限額を少し拡大したりとか、例えば井戸を掘るような助成事業でも希望者が多数いる場合に優先的に対象にしていこうというようなことを考えております。

今後、認定農業者の制度を導入するために、この基本構想を正式に農業委員会及び農業協同組合の意見を聞いて策定し、都知事に提出していく手続を進めたいと思います。

○会長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありますか。

○委員 今回の説明の中で、この300万円以上に当たる人は何人か、把握されていますか。

○事業担当課長 正確には把握はしていませんが、10軒程度かと推測はしています。

○委員 300万円以上というのは都の基本が300万円ということですが、これをやることによって、区内農家の10%程度と、ごく一部の人がしか助成されないということになるので、この先の農業を盛り上げていくためにも、より多くの方に認定農業者になっていただけるよう、検討していただければと思います。

○事業担当課長 認定農業者という制度自体は、法で決まっているもので、この制限を緩和することはできないが、区独自で制度をつくっている区もあるので、そうしたものを参考にしながら、また、農家の意見も聞きながら、できるだけ特定の方を優遇することにならないように、配慮していきたいと思っています。

○委員 認定農業者と区独自のものと一緒にやっていけるようなものをつくっていただければ、杉並区の農業も活性化につながると思いますので、その辺のところを検討していただければと思います。

○事業担当課長 JAさん等のご意見を伺いながら進めてまいります。

○会長 ほかに、何かご意見ありますか。

(なし)

○会長 では、次の議題は、杉並プレミアム商品券の販売結果についてです。事務局から説明をお願いします。

○産業振興センター次長 資料をご覧ください。これまでも何回か杉並プレミアム商品券について報告させていただきましたが、今般販売が終了したのでご報告いたします。

販売結果ですが、3回の販売方法を取り、20万冊を売り切りました。販売終了日が7月28日でした。販売にあたっては、参考に記載したPR方法を実施いたしました。

換金状況ですが、8月31日現在、既に約13億7,000万円換金されており、一般店舗では約10億、大型店では約3億で比率でいうと約23%に当たります。前回のなみすけ商品券の際には、大型店での利用が約38%でしたので、前回のなみすけ商品券と比べて、大型店での利用が15%ほど少ない結果となっています。

今後の予定ですが、商品券の有効期限が12月15日、商品券換金期限は1月15日で、28年3月に実績報告等を提出する予定です。

なお、ここに記載しておりませんが、アンケート調査等により、この効果等もはかる予定です。

最後に、杉並区は、20万枚、総額23億円という、都内でも屈指の大きな販売量を図り、ほかの自治体では商品券を買えなかったという方の声も聞かれますが、杉並に関しては、購入希望の方は、全員お買い上げいただけたというのが実感です。

以上でございます。

○会長 はい。質問ありますでしょうか。

まだ半分ぐらいしか使われていないということですか。

○産業振興センター次長 はい。そうですね。

○会長 なみすけのときは、どのくらいの結果だったんですか。

○産業振興センター次長 99.6%ぐらいです。

○会長 これから、退蔵されることなく使われるということですね。

○産業振興センター次長 はい。広報でもPRしますし、すぎなみフェスタでも商品券が使えるようにしましたので、全員使っていただきたいと思っています。

○会長 はい、わかりました。ほかに質問ありますか。

(なし)

○会長 では、次、小規模企業振興基本法等について、事務局から説明願います。

○事業担当課長 資料7をご覧ください。小規模基本法と、小規模支援法と呼ばれている法律が6月に制定されましたので、報告させていただきます。

小規模企業の定義ですが、中小企業のうち製造業等では従業員が20名以下、卸売業、サービス業、小売業では5名以下の規模の企業、または個人事業者です。企業数としては、国全体で見た場合、大企業が1.1万社で0.3%、中小企業が385.3万社で99.7%、さらに中小企業のうち334.3万社が小規模事業者、小規模企業です。つまり、中小企業の86.5%、全体でいうと86.5%が小規模企業ということですが、杉並区には約2万社の企業・事業者がありますので、そのほとんどが小規模の企業だと思われれます。

中小企業基本法という法律がもともとあるにもかかわらず、なぜ小規模基本法という法律をつくったのかという背景については、法律の趣旨ですが、全国の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である。経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠という状況がありますが、一方で、人口減少や高齢化、海外との競争激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少ですとか、経営層の高齢化、人材確保等の課題を抱えているということで、中小企業基本法の基本理念

にのっとり、小規模企業に焦点を当てて、この小規模基本法及び小規模支援法が成立したというものです。

小規模基本法と小規模支援法の概要は、今回配付した概要という資料がありますが、小規模基本法については、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国・地方公共団体・支援機関が一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものです、とあります。

国が策定をした基本計画は、3枚目に添付してあります。

資料「小規模企業振興基本計画の概要」ですが、この計画自体がそれほど具体的なものではありませんが、「4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備」、(9)支援体制の整備の中の②に、国・地方公共団体ということで、行政の役割について書かれております。

この中を見ると、地方公共団体の役割ということで、区市町村の役割がありますが、ここはミラサポの「施策マップ」に関係省庁及び都道府県・市区町村の施策情報を共有とありますが、ミラサポというのは、中小企業庁のホームページにあるもので、施策マップというのは各自治体の施策の一覧が載っているものです。もちろんこれだけをやればいいということではなくて、地方分権の時代ですので、国の施策を待つことなく、地域で独自に中小企業、小規模企業の支援策を考えていくということかと思えます。

杉並区においては産業振興基本計画があり、その中で従前から取り組んでいますが、また今後も小規模企業の支援をより一層進めていくということです。

また、2枚目にありました、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律、小規模支援法ですが、これは商工会議所が小規模企業を支援するという趣旨の法律です。この内容は資料のとおりです。

簡単ですが、説明は以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

ただいまの説明に、質問等ありますか。

これは、できた法律で運用が始まっているので、産業振興計画の中にこの法律の趣旨、精神、考え方が盛り込まれているとご理解をいただければよろしいかと思います。

それでは、その他の項目で、事務局より説明ありますでしょうか。

○産業振興センター次長 今日お配りした資料に、2015年の杉並区産業振興ガイドがあります。杉並区産業振興センターの施策等が書いてありますので、ご拝読いただければと思います。また、あわせて高円寺フェスとかアニメーションミュージアムの企画展のチラシ、

今回創刊した「杉並農人」という冊子も配付してありますので、ぜひご一読いただければと思います。

次に、次回の審議会は、来年の2月頃を予定しております。また近くなりましたら、開催の通知をご案内したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長 ほかに皆様から何かございますか。

(なし)

○会長 無いようでしたら、以上で終了したいと思います。お疲れさまでした。